

事務連絡
令和4年 2月21日

学校体育施設開放事業関係者 各位

五所川原市教育委員会
教育長 原 真 紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係わる学校体育施設
開放事業の一時中止期間の再延長について

県及び五所川原保健所管内の新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、下記のとおり学校体育施設開放事業の一時中止期間を再延長しますので、適切な対応をお願いいたします。引き続き感染予防対策にご理解とご協力をお願いします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況及び国・県の要請等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 一時中止期間

令和4年1月21日（金）～~~令和4年2月28日（月）~~令和4年3月6日（日）

2 学校体育施設開放事業の一時中止の内容

団体種別	制限内容
学校部活動 (学校部活動から社会体育へ移行したスポーツ団体含む。)	使用できません。
主に高校生以下を対象としている団体(高校生以下を対象としたスポーツ教室等)	
上記に当てはまらない団体	

※ 使用中止により、今年度の使用が終了した団体につきましては、鍵を学校から借りている場合は鍵を学校に返却し、学校体育施設使用日誌を学校に確認の上、教育委員会社会教育課まで提出をお願いします。